

# 第III章 全体計画



絵：関 沙也加

## 第1節 目指すべき都市の姿

幕別町には、母なる川十勝川、清流札内川、サケのふるさと猿別川、野鳥が群れ飛ぶ途別川が流れ、水に恵まれたまちです。先人のたゆまぬ努力を礎とし、帯広圏の住宅供給地、あるいは北海道の中心食料供給基地などの役割を担ってこれまで発展してきました。

恵まれた自然や文化などの地域資源のなかで、多くの町民がふれあい、あたたかい地域社会をつくり、人や地球にやさしく、活力と魅力あふれる都市の姿を理想とし、都市像を

「水とみどりに包まれた、人と文化の交流都市 まくべつ」

と定めます。

また、目指すべき都市の姿の実現のため、4つのまちづくりの目標を設定します。



## 水とみどりに包まれた 人と文化の交流都市 まくべつ

＊ ＊ 4つのまちづくりの目標 ＊ ＊

### 人とまちと自然環境が共生するまちづくり

緑豊かな潤いのある都市づくりと自然環境の保全を図りつつ、都市生活や都市活動においてリサイクルや省エネ・新エネの推進などにより地球温暖化防止に努めるとともに、地球環境に優しいまちづくりを目指します。また、農業との調和を図り、命を育む喜びを実感できるまちづくりを目指します。

### 有機的にネットワークする都市空間づくり

鉄道駅を中心として形成される中心市街地など、都市生活の拠点に都市機能を適正に立地させ、さらには近隣都市とを交通網により有機的にネットワークし、相互に魅力を生み、その魅力を高めあう都市空間づくりを目指します。

### ゆとりと潤い、地域の活力溢れる生活環境づくり

子どもから高齢者まで、すべての町民が安全で安心して暮らすことができ、豊かな自然に囲まれた中で、地域社会での人々が支えあうことによって日常生活に潤いがもたらされ、地域の活力溢れる生活環境づくりを目指します。

### 町民活力の集積と、ともに考え、ともに行動するまちづくり

全町的な施策立案から地域づくりといった様々なまちづくりの機会において、多くの町民や公区等、多様なまちづくりの主体が積極的に参加する自主性のあるまちづくりが求められており、町民と行政の協働のもと、ともに考え、ともに行動するまちづくりを目指します。

#### 【住民の声】

- ・町民の一人として「まちづくり」に参加してすばらしい幕別町を育てたい気持ちです。
- ・今後このような計画を作成する際にはこのように住民参加型が良い。

### 計画フレーム

計画フレームとは、町の将来の人口や産業規模などの枠組みの目標値です。

## 第2節 計画フレーム

将来人口については「帯広圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において想定している将来の人口、産業の規模を踏まえて設定します。

### 1 将来人口

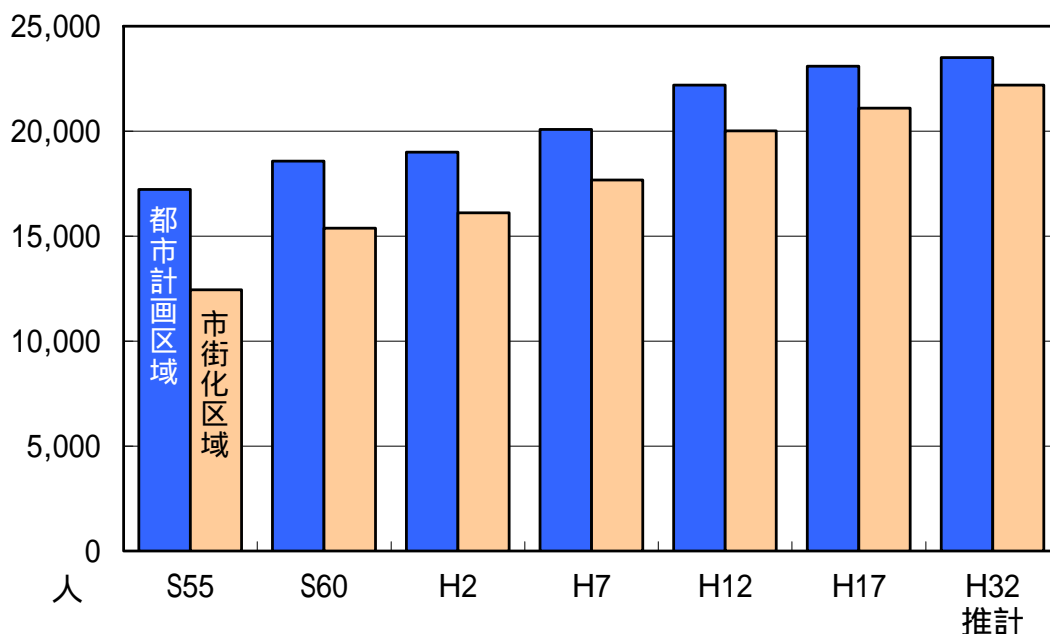
将来人口を左右する人口動態（自然動態と社会動態）は予測し難い要素が多くあり、単に地域的な人口構造の要因だけではなく、社会の動向や国民の意識等も含め、様々な要因により推計値は変化するものと思われます。

都市計画マスタープランの人口推計は、「帯広圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において想定している将来人口を踏まえ、以下のとおりとします。

人口の推移と推計結果

区 分	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H32 推計
都市計画区域	17,223	18,578	19,000	20,090	22,191	23,093	23,500
市街化区域	12,444	15,381	16,114	17,668	20,010	21,089	22,200

参考資料：国勢調査



## 2 将来就業構造

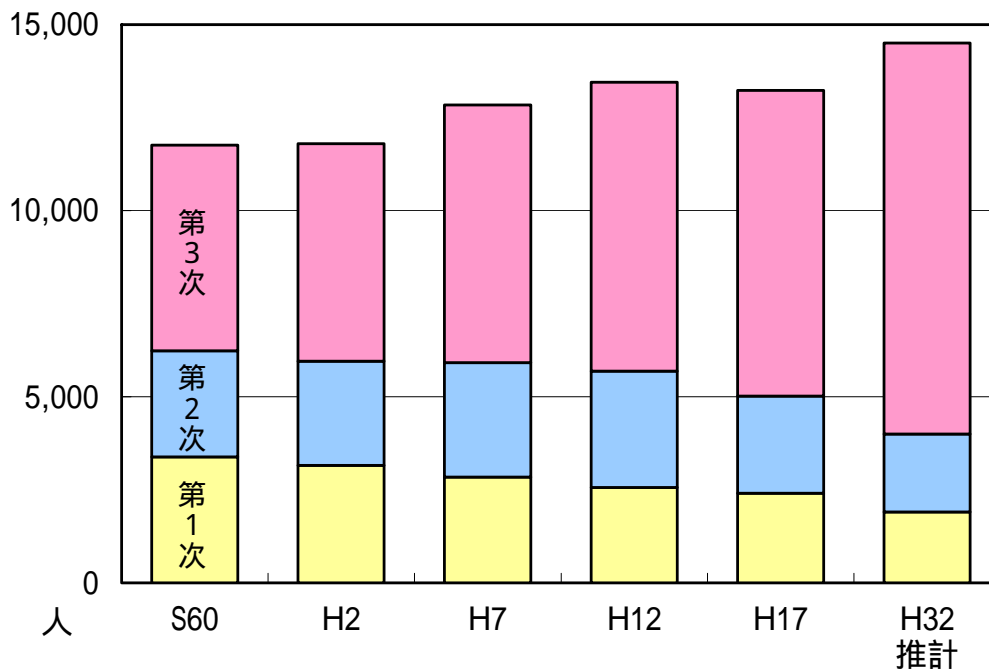
幕別町は、これまでに帯広圏の良質な住宅地の供給地として成長してきました。今後は、快適な住環境の維持に努め、魅力ある商工業地の形成を図り、活力ある都市環境の形成に努めます。

目標年次である平成32年度の就業構造は、「帯広圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において下表のようになると想定しています。

就業構造の推移と推計結果

区 分	S60	H2	H7	H12	H17	H32 推計
第1次産業	3,389	3,154	2,839	2,558	2,408	1,900
第2次産業	2,843	2,804	3,077	3,133	2,609	2,100
第3次産業	5,523	5,841	6,925	7,763	8,215	10,500
合 計	11,755	11,799	12,841	13,454	13,232	14,500

参考資料：国勢調査（旧忠類村を含む）



### 第3節 将来都市構造

将来都市像である「水とみどりに包まれた、人と文化の交流都市 まくべつ」の実現に向けて、幕別町の都市構造の主要な要素である「骨格となる土地利用」「骨格となる交通網」「骨格となる緑」の三つの骨格について、そのあり方を示します。

#### 1 骨格となる土地利用

都市計画マスタープランでは、「第5期幕別町総合計画」や「帯広圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、その他関連計画との整合を図りながら社会情勢等を踏まえた適切な土地利用の形成を図り、骨格となる住宅地、商業地及び工業地を次のように配置します。

目指すべき都市の姿の実現に向けた機能的で活力ある都市空間を形成するために、市街化区域については、交通の拠点であるJR駅周辺の中心市街地や幹線道路沿線に超高齢社会への対応も見据えた商業地づくりを進め、周辺部にゆとりある住宅地の形成を図ります。さらに工業地を市街地外延部に配置して周辺住環境との調和を図りつつ、工業機能の維持、向上を進めます。

市街地を取り囲むように優良な農地が広がり、豊かな自然環境が形成されていることから、今後も農林業と調和を図りながら、幕別町の基幹産業である農業の振興を促すとともに、緑豊かな自然環境も含めて景観や保水機能等の適切な維持・保全に努めます。



- 町民アンケートより  
Q：将来、幕別町がより  
良いまちになるために  
必要なことは？
- 1位：住環境の向上  
(17.9%)
  - 2位：農業の発展  
(16.0%)
  - 3位：商業サービスの発展  
(15.9%)

## 2 骨格となる交通網

幕別町の日常の交通活動を見ると、通勤、通学、購買及び医療など行政区域の枠組みを超え、周辺市町村と一体となった住民生活が営まれており、目指すべき都市の姿や土地利用を踏まえながら、都市生活の拠点や周辺市町村とが有機的に結ばれた交通網の整備を行う必要があります。

帯広圏の主要幹線道路は、四放射一環状 を適正に配置することで圏域内道路網の骨格形成を目指しています。このことから、幕別町に位置する放射道路及び環状道路について、周辺都市との広域的な連携を図る主要幹線道路として位置づけ、骨格となる道路網の形成を目指します。

また、主要幹線道路を補完し、圏域内交通に対応する幹線道路や、沿線の土地利用や役割に応じた格子状を基本とする都市内道路網の形成に努めるとともに、国道 38 号と町道幕別札内線については都市内の幕別・札内両市街を結ぶ交流軸と位置づけます。

これら骨格となる道路網の形成に当たっては、既存の整備済み道路の有効活用と長期未着手となっている都市計画道路の見直し等、検討作業を適宜進めながら効率的な整備を図るほか、現在ある鉄道やバスなどの公共交通機関について、さらなる利便性の向上や移動手段の多様化への検討についても適宜進め、都市内外の円滑な交流と連携のための交通ネットワーク形成に努めます。

四放射一環状  
帯広圏の主要幹線道路の配置形状を表現した言葉で、四方向の放射道路と一本の環状道路で構成される。

四放射の放射道路は、北は一般国道241号、南は一般国道236号、東西は一般国道38号の3路線で構成される。一環状の環状道路は、主要道道幕別帯広芽室線を中心に複数の道道により構成され、帯広圏を環状に結ぶ道路整備計画を指す。



### 3 骨格となる緑

幕別町は、市街地の周囲に動植物が息づく丘陵地の緑と豊かな実りを育む農地が広がっており、自然環境に恵まれています。また、北は十勝川、西は札内川が流れ、その支流である猿別川、途別川などによって潤いある河川空間が形成されています。

このような緑豊かな環境を将来にわたって維持、形成していくことは町民の生活に潤いや安らぎを与えてくれます。

環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能及び景観構成機能を強化してゆとりある住環境を形成するため、その拠点となる総合公園及び地区公園などの都市公園や十勝川水系河川緑地などの都市緑地とこれらをつなぐ役割を持つ河畔林や河岸段丘などの緑を幕別町の骨格となる緑と位置づけます。

幕別町における緑の保全と創出については、「幕別町緑の基本計画」の考え方を踏まえて、緑あふれる快適な都市環境を創造していきます。

#### (幕別町緑の基本計画の概要)

##### 基本理念

「水と緑が人を迎えるまち まくべつ」

##### 基本方針

「緑を守る」

町民共有の財産である豊かな自然環境の保全を図ります。

「緑を増やす」

緑の量的拡大はもとより、質的向上に重点を置き緑豊かなまちづくりを目指します。

「緑を育む」

住民と行政がともに緑の価値を学び、後世に伝えていきます。







## 第4節 部門別方針

### 1 土地利用の方針

#### (1) 土地利用の基本的な考え方

産業及び人口の動向、社会構造の急激な変化に対応した持続性のある住み良い都市づくりを進めるため、住宅地、商業地及び工業地などをバランスよく配置して、それぞれの役割に応じた適正な土地利用を図るとともに、土地利用を見直す場合には、用途純化や適切な用途地域への変更などを検討し、均衡ある市街地形成を図ります。

また、今後も想定される新たな土地需要に対しては、既成市街地に存在する低・未利用地の利活用を図るなど、土地利用の状況を的確に把握しつつ、周辺の市街地環境に配慮しながら効率的な市街地の形成に努め、土地利用計画に合致した開発計画の誘導や、場合によっては開発計画に合致するよう都市計画制度の運用を図るなど、都市の健全な発展と秩序ある土地利用を図ります。この他、地域コミュニティや活力低下の原因となっている空き地・空き家の顕在化について、利活用に向けた検討を進め、快適で安全・安心な住環境の維持に努めます。

幕別町には、幕別地区と札内地区の二つの市街地があり、両市街地は国道38号及び町道幕別札内線を交流軸として発展してきましたが、これら機能の維持・拡充に務めるとともに、快適な住環境の維持や都市活動における利便性向上の実現を図り、それぞれの市街地の特色を活かした個性あるまちづくりを進めます。



- 町民アンケートより  
Q：住宅地の拡大と既存市街地整備について  
1位：市街地内の空き地、空き家対策を図る（38.5%）  
2位：市街地は拡大せずに、いまある住宅地の住環境を向上させる（37.2%）  
3位：商業サービスの発展（15.9%）

## (2) 住宅地

### ゆとりと安心の住宅地

幕別町の住宅地は主に戸建住宅からなり、帯広圏都市部のベッドタウンとして都市部では実現することが困難な区画面積が広く、緑あふれる良質なものが求められています。

商業地周辺部に戸建住宅を主体とした低密度な住宅地を配置し、ゆとりと安心の住宅地と位置づけます。

コミュニティ施設、保健福祉施設及び教育施設等が立地し、豊かな緑に囲まれた閑静な住宅地の形成を図り、地区計画などにより良好な住環境の維持に努めます。

### にぎわい溢れる住宅地

利便施設などが配置されている地区、中心市街地に近い地区及び幹線道路沿いなどの比較的密集した住宅地は、にぎわいあふれる住宅地として位置づけ、中密度の土地利用を図り、利便性の高さで良好な住環境が調和した住宅地の形成を図ります。

## (3) 商業地

### 地域商業業務地

JR幕別駅及び札内駅周辺については、地域商業業務地として位置づけ、高齢者の日常生活の利便性を高めるなどの配慮を行いながら、賑わいの創出や交流の場として多様な都市機能の集積を進めるとともに、利便性の高い魅力ある商業地の形成を図ります。

### 沿道商業業務地

モータリゼーションの進行や道路交通網の整備に伴い住民の生活圏が拡大していることから、国道38号などの主要な幹線道路に沿道商業業務地を配置し、周辺の住環境等に配慮しながら、利便性の確保、沿道サービス機能の向上を図ります。

#### 【住民の声】

- ・大きな事件もなく静かで住宅地として住むには良い町である。
- ・緑が豊かでゆったりした住宅地が形成されている。

#### (4) 工業地

圏域環状道路の沿線に位置するリバーサイド幕別のほか、札内東工業団地、明野工業団地については、主要な幹線道路等に隣接する立地条件を生かし、周辺住環境との調和を図りながら更なる交通利便性の検討を進め、地区特性を踏まえた広域的な工業拠点の形成を図ります。

新田地区の工業地については、既に一定の工業機能の集積が見られることから、今後は地域の産業間、企業間の連携強化を進めて地場産業の振興を図ります。

この他、主要幹線道路沿道については、地域資源を活用した工業系業務施設の立地動向や必要性を見極めながら、周辺環境に配慮した適切な土地利用を図ります。

#### (5) 市街化調整区域

市街地を取り巻く農地のうち、農業振興地域の農用地区域として指定されたものについては「農業上の利用を図るべき土地」として位置づけ、幕別町の基幹産業である農業の振興を促し、適切な維持・保全に努めます。

農業振興地域の白地地域で無秩序な土地利用が行われる恐れがある幹線道路沿線や既成市街地に隣接する区域などについては、必要に応じて農林業との調整を図った上で、地区計画などを活用することにより、周辺環境や既成市街地における住環境等の保全に配慮した適切かつ計画的な都市的土地利用を図ります。

農村小集落においては、乱開発等の防止に努めるとともに既存集落の環境を保全し、良好な住環境の保全に努めます。

今後、豊かな自然と調和した田園的環境の住宅地やグリーンツーリズムなどの需要の高まりが予想されるため、農業と都市計画との調和や関係法令などとの調整を図り、適切に対応します。

グリーンツーリズム  
緑豊かな農村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動です。

図 土地利用計画図（幕別）

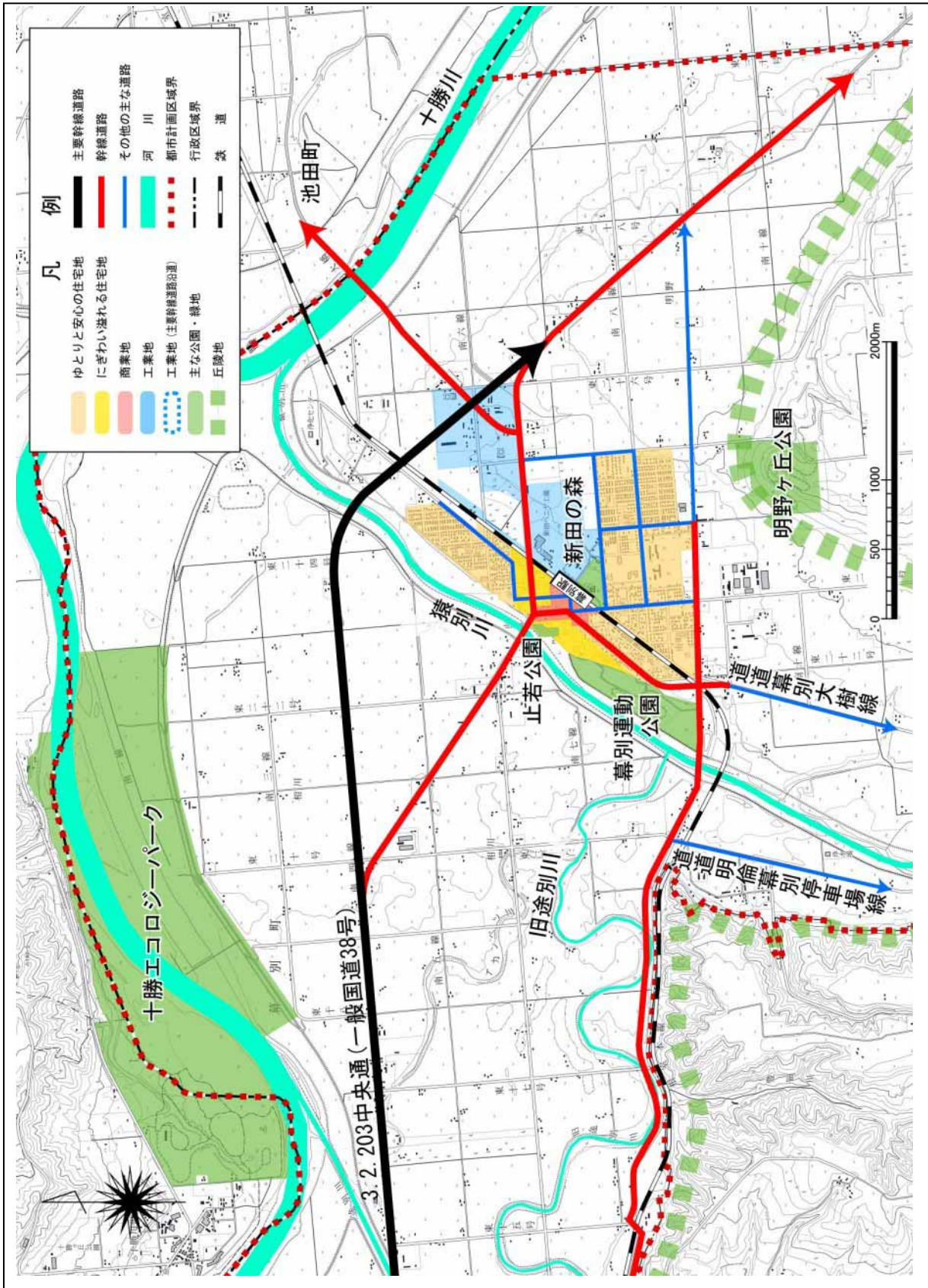
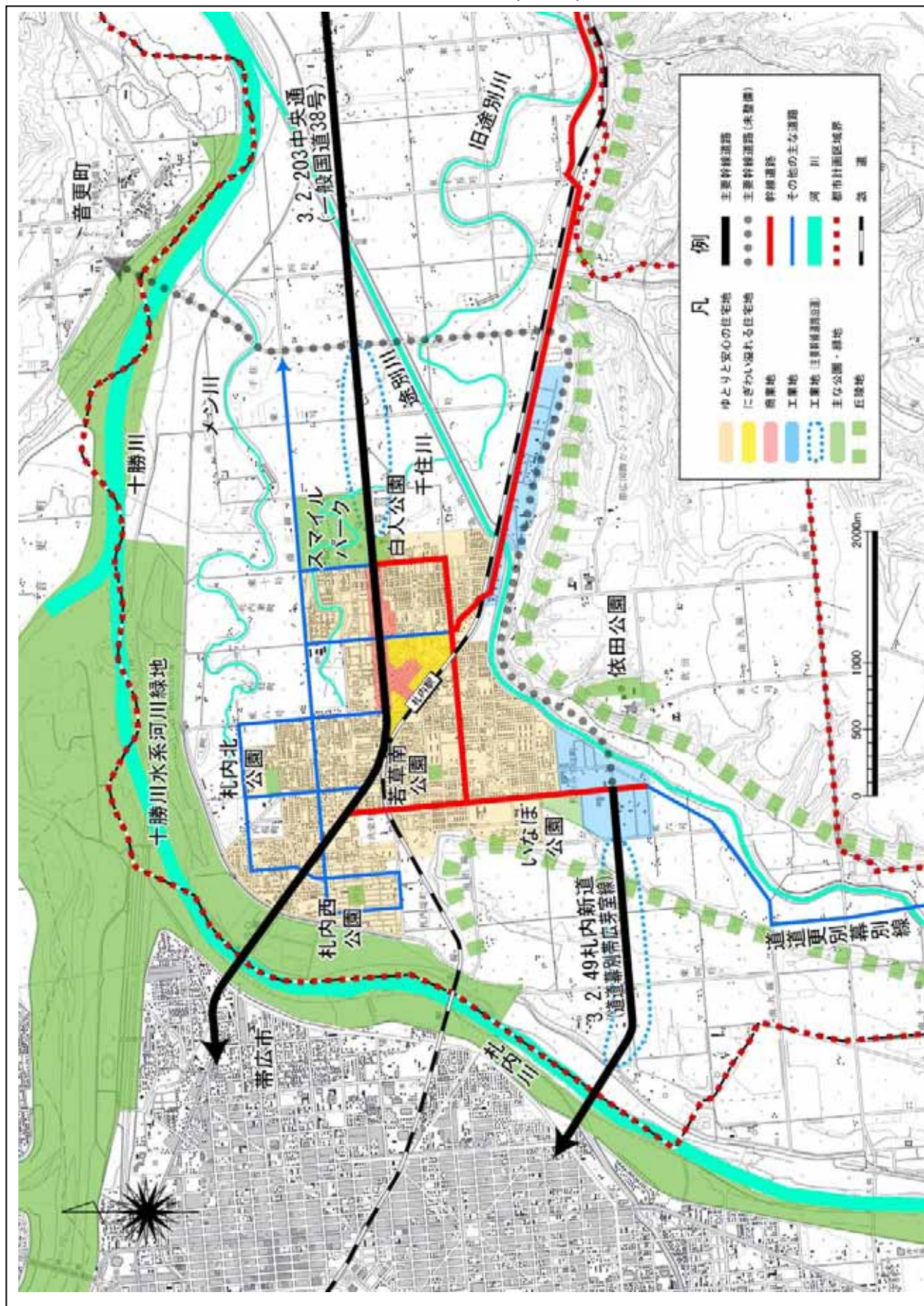


図 土地利用計画図（札内）



## 2 都市施設等の整備方針

### (1) 交通体系の整備方針

都市内の道路網は、帯広圏域内外の都市間の連携・交流の円滑化のための主要幹線道路、町内の円滑な移動や主要幹線道路へのアクセス向上のための幹線道路、日常の買物等のための補助幹線道路など機能に応じて役割が分担され、それらが有機的にネットワークされた道路網の形成を目指し、必要となる道路整備の計画的な推進に努め、買物やレクリエーション等の日常生活や、町民の健康増進等に資する歩行者ネットワークの形成を図り、持続性のある都市づくりを進めます。

また、迅速かつきめ細かな除排雪体制の確保と、長寿命化 や改築等により、効率的・効果的で災害に強い道路環境の維持・向上に努め、安全・安心な都市づくりを進めます。

この他、少子高齢化に伴い高齢者や障がい者等交通弱者のモビリティ の確保、併せて地球規模の環境問題を踏まえ、将来の公共交通機関のあり方の検討や、バリアフリー新法 に準じた道路等施設の整備に努めます。

#### 道路の整備

- ・帯広圏では、圏域内道路網の骨格として3.2.203 中央通（国道 38 号）及び3.2.49 札内新道（道道幕別帯広芽室線）を含めた圏域環状道路を主要幹線道路と位置づけており、中央通（国道 38 号）の四車線化促進などこれら骨格となる道路網の形成に当たって、都市計画道路の見直し等必要な検討を適宜進め、都市内交通に対応した円滑な広域交通ネットワークの形成に努めます。
- ・都市内交通の効率化と主要幹線道路への円滑なアクセスを図る道路として、幕別大通、みずほ通、札内南大通及び町道幕別札内線などを幹線道路として位置づけ、都市内道路網の形成に努めます。
- ・補助幹線道路や区画幹線道路については、主要な幹線道路等を補完する道路として位置づけ、円滑な都市内道路網の形成と生活利便性を高める道路網の形成を図ります。また、長期未着手となっている都市計画道路の見直し等、検討作業を適宜進めながら効率的な整備に努めます。
- ・都市内道路網の整備にあたって、高齢者や障がい者にやさしく、歩行者と自転車が安全に通行、共存できる歩道の確保に努めます。歩行者空間ネットワーク計画を作成し、バリアフリー新法に準じた誰もが利用しやすい歩行空間の整備について、計画的に推進します。また、冬季における歩行者通行に配慮し、特に通学路など通行実態を勘案した計画的な除雪体制を整え、歩く住民生活を守る環境の整備を推進します。

長寿命化  
道路や公園、上下水道などの社会基盤施設や、学校、公民館などの公共建築物を含めた公共施設全体について、より効率的で効果的な維持保全に努めることで、老朽化に伴う維持管理や改築・更新費用の平準化を図り、少しでも長く使用できるよう施設の寿命を長くすることを目的とした取り組み。

モビリティ  
モビリティとは、「たやすく動けること」であり、ここでは高齢者・障がい者をはじめとして、誰もが動きやすい交通手段を確保することを意味します。

バリアフリー新法  
正式名称を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）」と言います。  
不特定多数が利用する建物を対象とした「ハートビル法」と、公共交通機関の施設を対象として「交通バリアフリー法」を統合しバリアフリー新法として施行された法律であり、高齢者や障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図ることを目的としています。

オープンスペース  
樹林地や農地、公園、  
緑化された土地、空き地  
など住宅や店舗等の建築  
物が立地していない場所の  
総称です。

交通結節機能  
異なる交通機関を相互  
に連絡し、さまざまな交  
通需要に対応した体系的  
な交通サービスを提供す  
る機能のことで、交通結  
節点としては、鉄道駅や  
バスターミナル、空港な  
どが挙げられます。

【住民の声】

- ・高齢者の増加もあり、公共交通機関のより一層の充実が必要。
- ・コミュニティバスを導入して欲しい。

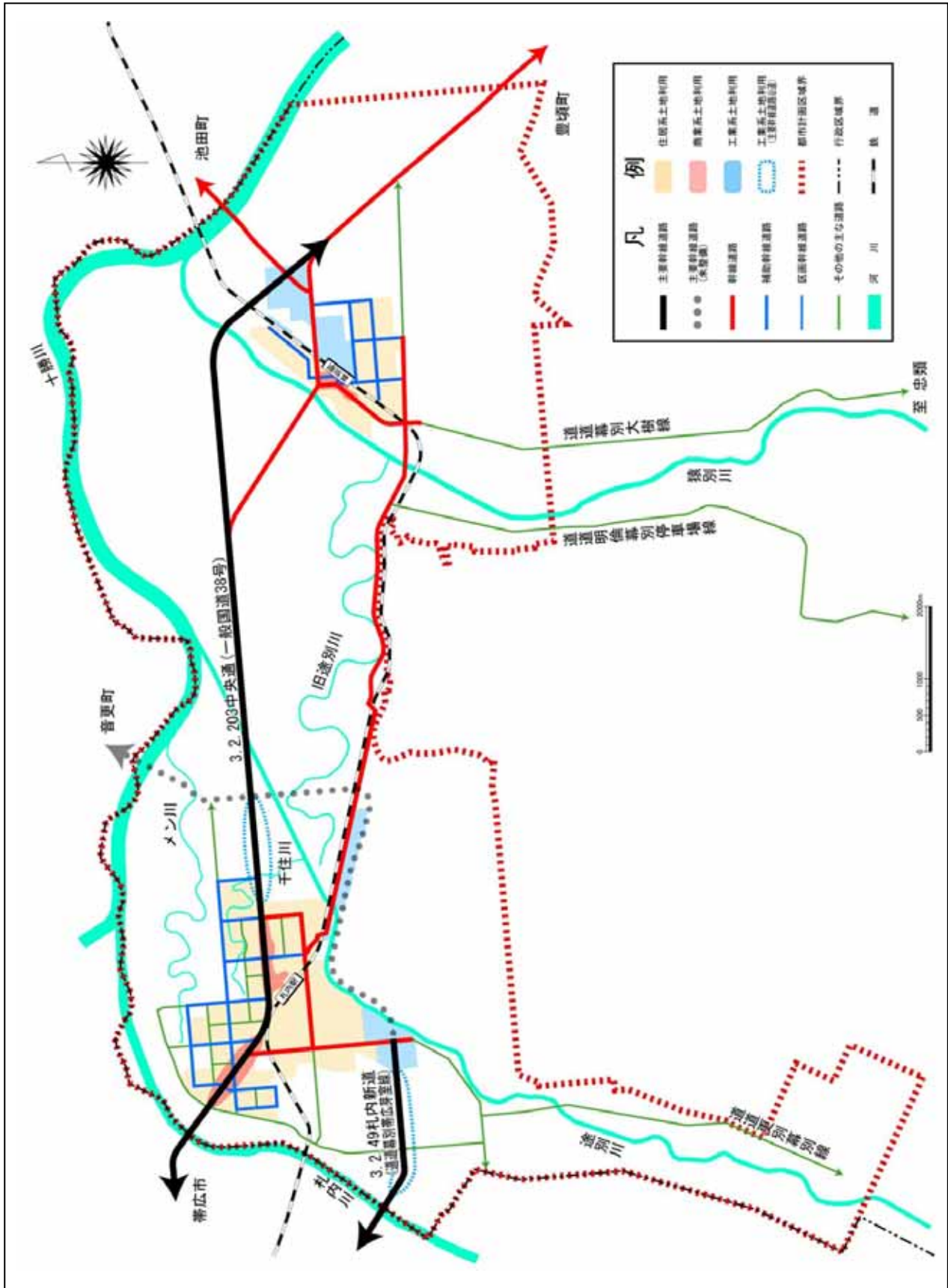
- ・冬の除排雪については、住民からの根強い要望や超高齢社会に対応するため、今後においても迅速かつきめ細かな除排雪体制の確保と併せて、作業の効率化のため町民の協力体制の構築と意識高揚のPRに努めます。
- ・歩道の一部にオープンスペースを設け、緑化を図るなど緑豊かな潤いのある道路整備を進め、快適な住環境づくりの面からの整備も図ります。
- ・今後においては、国の施策動向等の変化を的確に捉えながら必要となる道路整備の計画的な推進に努め、橋梁の長寿命化など既存にある社会基盤施設の有効活用を図りながら適切な維持管理に努めます。

公共交通機関の整備

- ・鉄道については、重要かつ基幹的な交通機関であり、町民の足として誰もが安全で使いやすい交通機関とするために、鉄道駅における交通結節機能の維持に努めます。
- ・バス交通については、通勤・通学や通院の他、高齢者の貴重な交通手段としてだけでなく、多くの町民の重要な日常生活を支える足であり、関係機関との調整を進めながらバス路線の確保に努めます。また、これまで以上に利用しやすい公共交通の整備や機能の充実の観点から、コミュニティバス等移動手段の多様化について検討を進め、少子高齢化と地球規模の環境問題に対応した都市づくりに努めます。
- ・交通結節点等においては、バリアフリー新法に準じて高齢者や障がい者にも利用しやすいよう、歩行者空間（主に歩道）と道路面、沿道施設との段差解消に配慮します。また、車椅子等の利用に配慮した歩道整備や誘導ブロックの適正配置などにより、高齢者や障がい者も気軽に歩ける環境を整えます。



図 道路整備方針図



## (2) 公園・緑地の整備方針

潤いある生活環境実現のため、「幕別町緑の基本計画」に基づいて緑豊かなまちづくりを進めます。

公園・緑地の整備にあたっては、質的向上に重点を置き、ユニバーサルデザインに基づいた整備を進めることを基本姿勢とし、既存にある公園施設の改修については、幕別町公園施設長寿命化計画に基づいて計画的に進めます。また、安全で安心できる利用環境を維持しながら、厳しい財政状況に配慮して管理経費の低減に努めるとともに、緑のあり方や維持管理の方法、緑化活動等への住民参加など、住民と行政の協働による緑豊かな幕別町を創造していきます。

- ・広域公園・都市緑地については、十勝エコロジーパーク や十勝川河川緑地等の大規模な広がりをもつ公園・緑地において、自然と共生した都市形成を目指すため、水と緑のネットワークの形成や拠点となる緑地空間として維持・保全に努めます。
- ・総合公園・運動公園については、都市基幹公園であるスマイルパーク、明野ヶ丘公園及び幕別運動公園等があり、景観上や環境保全の拠点になると同時に災害時においても拠点施設となります。また、スポーツ、レクリエーション及び余暇活動など心身の健康増進の場として特色ある公園の形成を図ります。この他、幕別町には日常的・週末的なレクリエーション活動のためにパークゴルフ場を有する公園が配置されていますが、その機能の維持に努めます。
- ・地区公園、近隣公園及び街区公園は、町民にとって最も身近に緑を提供してくれる場である他、遊び場、地域コミュニティの場、災害発生時の避難場所等、多様な機能を備えており、今後も町民のニーズに応え、質的向上を図るべく施設の計画的な改修や適切な維持管理を図ります。また、新たな住宅地の開発等においては都市公園の確保に努め、町民が自由に触れあうことのできる緑の場の創出を図ります。
- ・街路樹は、良好な都市景観を形成する機能や騒音の低減、人々に安らぎや潤いを与える等の機能を担っているため、今後とも植樹による都市の緑化推進に努めます。また、街路樹整備などの都市緑化にあたっては、住民参加による整備を促進し、併せて適切な管理を行いながら、緑の保全に住民自らが参加するなど住民と行政とが協働で取り組む方法について検討を進めます。
- ・図書館や学校、公民館等の公共公益施設等の緑化を推進し、景観に配慮したまちづくりを図ります。
- ・市街地に点在する社寺林、緑地、樹林地及び良好な自然環境を有する地区などは、市街地に欠かせない緑として保全します。

ユニバーサルデザイン  
全ての人にとって、まちやものを使いやすいデザインとすることです。また、この考えに基づいて創られたまちやものを指して言うこともありません。

十勝エコロジーパーク  
十勝川の千代田堰堤を拠点として、音更町、池田町、幕別町の3町にまたがる広域公園。幕別町エリアには、千代田新水路や階段式魚道、魚道観察室「ととろーど」が設置されており、サケなどの魚類が遡上する様子を観察することができます。

- 町民アンケートより  
Q：市街地の緑のあり方について
- 1位：管理に手間のかからない方法を考える  
(29.8%)
  - 2位：住民参加も促し、空き地の緑化や動植物とふれあえる場所の整備を進める  
(27.8%)
  - 3位：自然の動植物との共生を重視し、場合によっては人間社会優先の考え方を見直す  
(15.9%)

### 【住民の声】

- ・街路樹のイチヨウの木がきれいなので大切にすべき。



### (3) 下水道及び河川の整備方針

#### 下水道

- ・良好な都市環境の確保、公共用水域の水質保全、浸水対策及び災害に強い都市づくりなど、都市の健全な発展と公衆衛生の向上に資するため、十勝川流域下水道との整合を図りつつ、公共下水道整備や老朽化が進む下水道施設の改築更新を促進します。
- ・処理場及び中継ポンプ場や汚水管の長寿命化計画を策定し、施設の長寿命化を図りながら、併せて既存施設の有効利用を図りながら、計画的な改築及び更新を進め公共用水域の水質保全に努めます。
- ・効率的な雨水排除や公共用水域への速やかな排水を行なうため、雨水管や雨水排水ポンプ施設の適切な維持管理体制の確保を図り、都市防災機能の維持に努めます。
- ・市街化区域外の農村地区などは、個別排水処理施設整備事業を推進して生活環境の向上や公共用水域の水質保全に努めます。

#### 河川

- ・都市化の進展に伴い災害時の被害拡大の可能性に対応すべく、被害を最小化するため関係市町及び関係機関との連携を図りながら、都市の防災機能及び環境機能の向上に努め、住民に潤いと安らぎをもたらす空間の創出に努めます。
- ・快適な生活環境を確保するため、河川管理者と連携を図りながら河川美化の推進に努めます。



### 3 安全・安心な都市づくりの方針

#### (1) 安全・安心な都市づくりの基本的考え方

都市防災については、平成 15 年に発生した十勝沖地震での経験や、阪神・淡路大震災、東日本大震災における都市防災の重要性などを踏まえ、「幕別町地域防災計画」(平成 19 年 8 月策定)に基づき、ハード・ソフト両面から都市の安全性、防災性の向上を図り、安全で快適な市街地を形成し、住民の生命と財産を守るよう努めます。

また、子どもの犯罪被害への不安や高齢者等の安全・安心な生活環境の確保が必要であり、犯罪の起こりにくい都市環境の形成に努めます。

#### (2) 防災機能の強化

災害時の安全性や都市機能の確保を図るため、「幕別町耐震改修促進計画」(平成 20 年 4 月策定)に基づき、防災拠点となる公共建築物の計画的な耐震化に努めます。また、地震による家屋の倒壊を防ぐため、住宅の耐震化に向けた耐震診断の取り組みを支援します。

既設公園の計画的な改修を促進し、一時避難場所として適切な維持管理に努め、緑道等のネットワーク化による避難路の確保を図るとともに、幕別町地域防災計画において臨時ヘリポートとして位置づけられているなど、災害時の防災拠点空間として災害対応機能の充実、強化を図ります。また、既存の斜面緑地や市街地周辺の緑地及び農地等を保全し、防災上有効なオープンスペースとして確保します。

道路、橋梁については延焼遮断帯機能を有しており、中でも緊急輸送道路等については災害時における避難所への移動や、防災拠点への物資輸送を円滑に行なうため、平常時より適切な維持管理に努めます。また、河川においても災害時の貴重なオープンスペース及び延焼遮断帯機能を有するため、関係機関と連携のもと維持管理に努めます。

上水道及び下水道等のライフライン施設が被害を受け、復旧に長期間を要した場合、都市機能はマヒし、町民生活に大きな影響を与えることとなります。このため、災害時の都市機能の確保を図るため、施設の耐震性向上に向けた検討や施設整備及び改築更新に努めます。

大規模な災害から住民の安全を確保するために必要な避難場所等については、平常時より避難場所としての機能確保に努めるとともに、避難経路に誘導標識を設置する等、緊急時に速やかな避難が確保できるよう整備を図ります。また、住民や公区・町内会に対して避難場所や避難経路等に関する情報提供の周知徹底に努めます。

町民アンケートより  
Q：都市防災について  
1位：災害時の避難経路や避難場所を確保する(27.7%)  
2位：避難場所となっている公共施設を耐震構造にする(26.7%)  
3位：大雨の時、河川が氾濫しないようにする(24.0%)

幕別町地域防災計画  
災害等発生した際に緊急の避難場所や避難所として、町内の小・中学校や公園、コミュニティセンター、近隣センターなどを指定しています。  
また、小・中学校のグラウンドや公園等において、臨時ヘリポートとして使用することを想定しています。

幕別町耐震改修促進計画  
耐震改修促進法第5条に基づき、町内の住宅・建築物の耐震化を図るために策定したものです。

ライフライン  
電気、ガス、上・下水道、電話、テレビなど、住民生活をさせる公共性の高い社会生産基盤のことを指します。

災害時要援護者  
障がい者やひとり暮らしの高齢者等で、災害時に避難誘導等の支援を希望する者であって、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した者を言います。

#### 協働のまちづくり支援事業

地域住民と行政が一体となり、お互いを尊重し協力し合い、安心して住むことができる快適で豊かなまちづくりを行うため、地域住民自らが行政と協働しまちづくりに参加する各種事業に対し、交付金を交付するもので、平成16年度に要綱を制定し、住民の多様な活動を支援しています。

#### 自主防災組織

公区・町内会が主体となって、地域住民による防災活動を行なう組織を指します。主な活動は、防災意識を高めるための講演会開催や、避難経路・避難場所の周知、災害時の避難誘導等、地域住民が必要とする内容を自主的に活動しています。町では、こうした組織の設立の支援をしています。

この他、地域で生活する災害時要援護者の実態に合わせて、避難所に指定された施設の段差解消、スロープや多目的トイレの設置など、利便性の向上や安全性に配慮した整備に努めます。

### (3) 防犯機能の強化

犯罪の起こりにくい都市環境の形成を目指すため、道路空間においては、街路灯・防犯灯の整備や見通しの確保、公園・緑地空間においては、死角のないオープンな空間づくりを図ります。

また、防犯に関する啓発活動の実施や、地域における自主的な防犯活動について「協働のまちづくり支援事業」による支援を図ります。

### (4) 住民との協働による災害対策

災害発生直後の救援活動や避難活動は、地域住民による自主的・組織的な協力が極めて重要な役割を果たすことから、公区等の自治組織を生かした自主防災組織の設立や育成などを通じて、災害時における地域住民との連携強化を図ります。

また、高齢者や障がい者等、災害時要援護者に対する円滑な避難を可能とするためには、近隣住民相互の協力や自主防災組織等の協力が必要であることから、防災に対する広報・啓発活動を通じて、地域内の災害時要援護者への支援体制の整備に努めます。



## 4 市街地の整備方針

### (1) 住宅地の整備方針

住宅地の整備にあたっては、区画の大きいゆとりある住宅地の形成を誘導するとともに、周辺環境との調和や住宅地景観の形成などにも配慮することにより、良質な住宅環境を提供します。

また、老朽化した町営住宅等は、「公営住宅ストック総合活用計画」(平成20年3月策定)に基づき、その更新を図り総合的に良質な公的賃貸住宅の供給を図ります。

### (2) 地区計画制度等の活用

地区計画制度を活用し、今後においても良好な市街地の形成に努めます。

また、各種協定等の導入について検討し、快適で潤いに満ちた良好な居住環境の創出に努めます。

### (3) 既成市街地の活性化

既成市街地においては、商店街の活力低下や、住宅地における空洞化など、地域活力の低下が懸念されています。

このため、魅力ある商店街の形成に向けた方策について商工会など関係機関と検討を進めるとともに、住宅地の空洞化の原因となっている低・未利用地の利活用や、空き地・空き家の解消策などについて検討を進めます。

公営住宅ストック総合活用計画

町内の公営住宅等の現状と、地域の実情に応じたストック活用の今後の見通しを踏まえ、建替、改善、維持保全などの適切な手法により、公営住宅等を総合的に活用するための計画です。

【住民の声】

- ・福祉、文化施設の充実が図られている。
- ・文化施設の整備ができています。百年記念ホール、スポーツセンター、コミセンなどが近くにあり、うれしいこと。

【住民の声】

- ・朝、夕に鳥の音が聞かれる。このような住宅地にも自然を守っていききたい。

(4) 公共施設等の整備方針

町民生活を支える施設の整備においては、幕別町全域の町民を対象とした「高次都市機能」と地域住民を対象とした「地域生活支援機能」に大別し、都市生活の拠点に適正に配置するとともに、バリアフリー新法に準じてユニバーサルデザインに基づいた施設整備を推進します。

高次都市機能の整備

町民が健康で生きがいある生活を送るために、また住民活動やNPO活動の活発化が予想されることから、既存の公共施設等を有効活用し、これらの活動を支援する拠点的施設の適切な維持管理に努めます。

地域生活支援機能の整備

公共施設については、利便性、快適性等の観点や整備状況を勘案しながら、バランスある施設整備の推進に努めます。また、町民ニーズの把握に努めながら計画的な整備に努めるとともに、適切な維持管理に努めます。

(5) 環境の保全に関する方針

潤いある都市生活のためには、市街地内はもちろんその周辺の自然環境との共存を図る必要があります。

環境問題は、事業活動や町民生活に起因するところが大きく、事業者及び町民の協力を得て、公害など環境破壊の防止と監視に努めます。

また、環境資源の保全と活用を図っていくために、本町における自然生態系の現状や特性の把握に努め、適切な土地利用を図ります。

(6) 街並み・景観に関する方針

魅力的な都市空間を創出するため、道路、河川、橋及び公園などの整備において景観に配慮するとともに、町民に対する啓発活動などを行って、建築物や屋外広告物のコントロール及び緑化などによる良好な都市景観の形成に努めます。



